

活動成果報告書

令和3年度（第25回）「チヨダ地域保健推進賞」

| | |
|---|--|
| 活動テーマ コロナ禍における母子保健の取組 ～住民がコロナ禍でも安心して妊娠・出産・育児ができるために～ | |
| グループ名称・氏名(グループの場合は代表者名) 奈良県中和保健所 健康増進課 母子・保健対策係 代表者：上野 恵 |  |
| 勤務先：奈良県中和保健所 所 属：健康増進課 母子・保健対策係 所在地：〒634-8507 奈良県橿原市常盤町605-5 TEL：0744-48-3035 FAX：0744-47-2315 | |

◇活動方針

- ・奈良県では、平成30年4月1日に「第7次奈良県保健医療計画」が施行され、母子保健対策において県内どの地域においても、安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに育つことを実現するために、子育て支援、児童虐待予防対策などの取り組みを関係機関と連携して推進している。
- ・当保健所は県型保健所の一つで、平成27年に2カ所の保健所が統合し、計18市町村を管轄している。18市町村の人口は約56万人と全国的にも規模が大きいのが特徴である。
- ・令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の流行により、奈良県の緊急対処措置が発令され、管内市町村では法定事業である1歳半健診、3歳児健診は感染対策をしつつ実施し、サロンや離乳食教室、歯科健診などを延期、縮小する対応を取っていた。
- ・奈良県では、令和2年度当初よりコロナ対応を優先し、BCPに基づき、事業を縮小、延期する対応を取っていたが、市町村職員と顔を合わせて話す中で、母子保健事業の感染予防対策に関する困りごとがあることを把握した。
- ・市町村の母子保健事業における感染予防対策の現状を把握し、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識と事業推進において必要な感染予防対策について情報提供することで、市町村が感染予防対策を取り入れ、安全で安心な母子保健事業を展開できることを目指す。

活動成果報告書

◇活動内容とその成果

1) 管内 18 市町村へのアンケート調査

・市町村の母子保健担当者にアンケートで母子保健事業の感染予防に関する現状とニーズを調査した。その結果、次の3点が明らかとなった。

- ① 市町村が独自の基準で感染予防対策を実施しているが、正しい感染予防対策がわからず戸惑いを感じている。
- ② 多くの市町村が母子保健事業の感染予防対策に困りごとを抱いており、困難さを感じている。
- ③ 市町村が感染予防対策の実施にあたり、マンパワーやコストがかかる中でどの程度の感染予防対策が必要か分からない。

2) 保健所内での情報共有、企画検討

・調査の結果を係内、課内で情報共有。保健所長にも相談し、保健所の感染症専門医の助言を得て、市町村の母子保健事業における新型コロナ感染予防対策の情報提供と市町村の疑問を解決する会議（研修会）を企画。

3) 市町村の母子保健事業の感染予防対策の現地調査

・市町村に出向いて、実際の乳幼児健診等の写真撮影を行い、感染予防対策の問題点を把握した。

4) 母子保健推進会議の開催（研修会の実施）

・母子保健推進会議（研修会）の中で新型コロナ感染症に関する正しい知識と感染予防対策の知識や情報提供を実施した。現地調査を行った結果を踏まえて、講師の感染症専門医による具体的な助言指導を実施した。そして、市町村担当者からの質問にも対応し、母子保健の現場の感染予防対策における困りごとを解決することができた。

◇今後の計画

1) 事業評価

・管内市町村にヒアリングし、下記について把握し、研修の評価を行う。

- ・研修後に活かした母子保健事業の感染予防対策
- ・他の保健事業の感染予防対策への波及
- ・市町村が実施している保健事業に参加した住民の声

2) 課題及び好事例の把握

・上記ヒアリングで R3 年度のコロナ第 4 波、第 5 波を受け、保健事業の実施における新たな困りごとや問題点を把握する。また、研修後に実践した感染予防対策の工夫点など好事例を把握する。

3) 課題解決に向けた取り組み

・コロナ禍の保健事業の実施における新たな課題に対し、母子保健推進会議（研修会）で課題解決に向けて市町村への情報提供及び協議検討を行う。

4) 好事例の取り組みを波及

・母子保健推進会議（研修会）において、市町村間で好事例を共有する。

活動成果報告書

【PRしたいこと】

- ・市町村が感染対策を行うことで、住民、職員ともに安心、安全な母子保健事業が展開できる。
- ・市町村が母子保健事業のみでなく、他の保健事業に活かすことができる。
- ・市町村が好事例を共有することで、保健事業の感染予防対策の取り組みが波及する。
- ・新興感染症の流行など新たな危機に直面した際に、市町村が応用して主体的に感染対策を取り保健事業を行うことができる。
- ・保健所が広域的、専門的、公衆衛生的な視点で感染予防策の情報提供を行い、地域の公衆衛生の向上に寄与できる。